

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社吉村建設

業者の住所 : 熊本県荒尾市府本399

2 指名停止の期間 : 令和3年8月10日～令和3年12月9日(4か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

4 事実概要

当該業者が、平成28年8月31日、平成30年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、経営事項審査添付書類に虚偽の民間工事を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行った。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月18日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けたものである。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)